



広報

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和56年3月20日発行No.204

とね

町勢	昭和56.3.1現在
総人口	15,780人 (218人増)
男	7,851人 (114人増)
女	7,929人 (104人増)
世帯数	3,966世帯 (67世帯増)
	() 内は前月比

あなたです！ 火事を出すのも防ぐのも



模擬火災訓練を

実施

去る三月八日(日)、春の全国火災予防運動(二月二十八日から三月十三日まで)の一環として、町内四地区で模擬火災訓練が行われました。

当日は、「火災発生」の報告から放水まで実践しながらの訓練が行われ、日頃の訓練の成果を発揮するとともに、注意点を指摘し、火災の発生に万全を期しました。また、住民に対するP・Rという目的もあり、模擬火災訓練現場では多くの住民の方が消火作業を見守っていました。

冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強い風が吹くことが多く、一年のうちでも火災の発生が最も多い季節です。昭和五十四年を例にとりますと、冬から春先にかけての火災発生件数は、年間の約六割を占めています。

また、出火原因のトップは相変わらずたばこで、年間約百三十億円が灰となっています。

火のもとには、十分気をつけましょう。

▲羽根野台団地における
模擬火災訓練の様子。

調整を

—〔前年より約68%アップ〕—

(2) 管理転作奨励補助金

自ら転作が不可能な水田を農協等が預って、中核農家に転作を依頼した対象水田（転作が実施されない水田にあっては、良好な状態に管理されているものに限る。ただし53年度から休耕実施水田に関しては、預託後3年を6年とし、58年度実施まで認めるが、3年以上の休耕実施水田については、奨励補助金の額が下がる。）

3. 奨励補助金の交付対象者

実施水田の8月1日現在の使用収益権者とする。ただし管理転作に係る場合は、8月1日現在における実施水田の預託者、農協が実施水田を経営受託している場合は8月1日現在において経営を委託しているもの。

水田利用再編対策第2期対策の概要

第2期対策では、転作等奨励金と計画加算額が下がり、新たに団地化加算が制度化されました。また、都道府県作物として、茨城県はラッカセイ、その他を振興作物に指定し、振興作物を転作した場合10アール当たり転作奨励金に5千円プラスされるようになりました。

1. 転作等奨励金（別表1）

2. 計画加算

(1) 計画地区の範囲

集落（農事組合等）。ただし、細分化は不可。

(2) 計画参加者

原則として、地区内の水田農家が全員参加して策定

（別表1）

区 分	転 作				預 託		土地改良通年施行
	特定作物	永年性作物	一般作物等 野菜以外の一般作物	野 菜	転 作	保安全管理	
基 本 額	50 (55)	50 (55)	35 (40)	30 (40)	35 (40)	35 (40)	35 (40)
計 画 加 算 額	10 (15)	10 (15)	7.5(10)	7.5(10)	7.5(10)	—	—
団地化加算額	10	10	7.5	7.5	7.5	—	—
計 計	70 (70)	70 (70)	50 (50)	50 (50)	50 (50)	35 (40)	35 (40)

※() 内は第1期対策補助金

※振興作物については振興作物+5千円である。

※計画加算額は平均額

(3) 計画の内容

- 水田利用の現況
- 水田利用の将来方向
- 農業者別の水田利用再編計画
- 転作等に係る水田の団地化及び水利用調整等の計画

(4) 計画の認定

- 地区全体の計画実施水田の面積が転作等目標面積を下回らないこと。
- 計画実施水田面積の1/3以上が、面積で1ha以上か、または数で2個以内の地縁的なまとまりに団地化されていること。

○転作の定着が期待されるものである事。

※以上の条件を満たしている場合、次の算式により最高10a当たり13,500円から最低5,000円の計画加算金加わる。

$$\text{転作率} = \frac{\text{転作実施面積}}{\text{水田面積}}$$

計画加算の単価表

転作率区分(%)	転作等の区分及び当該区分ごとの10a当たり金額(円)	
	特定作物又は永年性作物	そ の 他
34以上	13,500	10,000
32 " ~34未満	12,800	9,500
30 " ~32 "	12,100	9,000
28 " ~30 "	11,400	8,500
26 " ~28 "	10,700	8,000
24 " ~26 "	10,000	7,500
22 " ~24 "	9,300	7,000
20 " ~22 "	8,600	6,500
18 " ~20 "	7,900	6,000
16 " ~18 "	7,200	5,500
16未満	6,500	5,000

3. 団地化加算

要件①転作田が完全に地続きで、一定のまとまりのある団地になっていること（連担団地）。

②団地の規模が3ha以上の団地であること。または1ha以上の団地を集めて、団地の面積の合計が計画地区の転作面積の2/3以上あること。

③団地内の転作作物は、原則として2作物以内に統一されていること（2ha以上の団地は3作物以内）。

（ただし、団地内の保安全管理、青刈稲、林地、養魚池、農業生産施設、湛水性作物、水田養魚は該当しません。）

(10a当たり 千円)

◎保安全管理については、連続して6年間まで認められるが、3年以上のものについては補助金が3万円（10アール当たり）になります。

春のポリオ接種日程

接種日	会場	受付時間	担当医師名
4月8日(火)	公会堂	午後2時～3時	荒木恒夫 近藤通世
" 9日(水)	中央公民館	" 2時～2時30分	近藤通世
" 10日(木)	文公民館	" 1時30分～2時30分	荒木恒夫

◎ポリオ (小児マヒ)

●接種の時期
生後三か月から四十八か月の間に、六週間以上の間隔

保険衛生だより

で最低二回飲みます。普通は春と秋二回に分けて飲みます。なるべく生後十八か月までの間に受け終わるよううにして下さい。

●受けてはいけない子供
▽そのとき、下痢をしている子供

▽しかし、BCGなどの生ワクチンを受けて一か月以内の子供

●接種後の注意

飲んだあと、三〇分くらいはミルクなど食べ物を与えないこと。

◎三種混合 (百日ぜき、ジフテリア、破傷風混合)

●接種の時期

I期、II期、III期にかけて接種を受けるように決められています。決められた時期に決められた回数を受けてください。

I期の接種は、集団接種では二才(24か月)から四才(48か月)の間に受けることになっていきます。

▽I期 約一か月間隔で三回接種を受ける

▽II期 I期三回を完了して一年から一年半後にも

三種混合 (I期) の接種日程

回	接種日	会場	受付時間	担当医師名
I期 第1回	4月24日(金)	文公民館	午後2時～3時	近藤通世 荒木恒夫
	" 28日(火)	公会堂	" 1時30分～2時30分	杉山七郎
	" 30日(木)	中央公民館	" 1時30分～2時	杉山七郎
I期 第2回	5月19日(火)	公会堂	午後1時30分～2時30分	荒木恒夫 近藤通世
	" 20日(水)	文公民館	" 2時～3時	近藤通世
	" 21日(木)	中央公民館	" 1時30分～2時	杉山七郎
I期 第3回	6月23日(火)	公会堂	午後1時30分～2時30分	荒木恒夫 近藤通世
	" 24日(水)	文公民館	" 2時～3時	近藤通世
	" 25日(木)	中央公民館	" 1時30分～2時	杉山七郎
I期 もれ者	7月8日(水)	公会堂	午後1時30分～2時	荒木恒夫

▽III期 一回追加接種をして

う一回接種を受ける。一回追加接種をして

●接種を受けるときの注意
三種混合ワクチンは比較的热の出やすいワクチンです。

問診票は正確に記入し、特

に体温については必ず体温計ではかって記入してください。

●接種後の注意

▽接種当日は、激しい運動や入浴はさけてください。

▽接種後、数時間くらいから熱が出たり、注射した場所

なお、昨年第1期完了の者は第2期の接種を9月に予定しております。

注) 三種混合のI期3回を完了していない場合や、I期を二種混合で接種している場合など、今後の接種方法がわからないときには保険衛生課に問い合わせして下さい。

が赤くはれ、痛んだりすることがありますが、一日から二日くらいで熱が下がります。もし二日以上熱が続いたり、さらにけいれんなどを伴うときは、すぐに医師の診察を受けてください。

昭和56年度飼い犬の登録と 第1期狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主は、その犬について毎年1回の登録と、年2回の狂犬病予防注射を行わなければなりません。また、鑑札と注射済票は首輪につけておかなければなりません。これをおこたると、狂犬病予防法第27条の規定によって3万円以下の罰金に処せられます。

犬の登録及び狂犬病予防注射日程

実施日	受付時間	場所
4月13日 (月)	午後1時30分～2時	前所 集会所 新田上坪集会所
	" 2時10分～2時40分	前所 農協本所 利根町農協
	" 2時50分～3時20分	前所 沖集会所 福木沖集会所
	" 3時30分～3時50分	前所 農協支所 立農協支所
	" 4時～4時20分	前所 農協支所 立農協支所
4月14日 (火)	午後1時30分～2時20分	前所 集会所 須賀台市民センター
	" 2時30分～3時20分	前所 支所 須賀台市民センター
	" 3時30分～4時	前所 支所 須賀台市民センター
4月15日 (水)	午後1時30分～2時	前所 集会所 柳宿集会所
	" 2時10分～3時	前所 支所 柳宿集会所
	" 3時10分～4時	前所 支所 柳宿集会所

(注意) 当日持参するもの

- (1) 通知書 (現在登録してある犬の飼い主に発行しますので申請書欄に記入押印して下さい。)
- (2) 印鑑 (通知書の申請書欄に押印してあれば必要ありません。)
- (3) 登録等手数料 (1頭につき)

登録手数料	4,000円
内訳 { 登録手数料	2,000円
{ 注射料	1,700円
{ 注射済票交付手数料	300円

子宮がんは、女性特有のがんの中で、もつとも多いがんです。しかし、子宮がんは、がんの中でも特に早期発見が容易で、治しやすいがんでもあります。がんは、初期にはほとんど症状があらわれないので、三十歳以上の婦人では、まったく自覚症状のない人でも、一年に一回は定期的に検診を受けるのが理想的です。

年に一度は検診を 子宮がん施設検診の あんない

子宮がん施設検診は、受診者が直接医療機関に行つて検診を受けるので、年間を通していつでも受診できます。あらかじめ都合のよい時期を見はからつて、左記へ申し込み下さい。

- 一、申し込み先
役場保健衛生課(随時受診券を発行します。)
- 二、受診期間
受診券の交付を受けた日から十四日以内
- 三、受診料
八〇〇円(このほか町と県が八〇〇円づつ負担)

不要犬引き取り日

- ◇日時
4月7日(火)
4月20日(月)
午前8時30分から正午まで
- ◇場所
利根町役場(保険衛生課)

○申し込みの際に、子宮がん施設検診登録医療機関名簿をお渡しします。

あなたは国保をよくご存じですか?

◎国保はあなたが国保から受けるお金に比べるとはるかに低い
あなたはどれ位お医者さんにかかりますか。昭和五十三年では一カ月に国民の二人に一人は医者にかかっている勘定で、その一回の医療費は平均一万三千円を超えています。あなたがあなたの家族に国保が支払っている費用は、平均で年間(二十万円以上)、それに対して「国保税」は、平均(七万円)です。国保には、みんなが納めている(国保税)の二倍近くのお金が国から補助されているのです。

◎国保税は医療費が多くなればそれだけ高くなる
「国保税」は住民税とちがいで、国保から支払われる医療費に応じて決まります。そして医療費は日本全体の平均では次のような割合で負担されます。
医療費の三〇%……診療をうけると患者が負担(一部負担金)。
医療費の四五%……国が負担。
医療費の二五%……「保険税」として被保険者が負担。
つまり、「保険税」は医療費の二五%を賄うことになっているのです。

◎国保税は医療費が多くなればそれだけ高くなる
「国保税」は年々高くなっていきますが、国保があなたに支払っている費用に比べても、また、いざ病気という場合の備えとしても決して高くないはずです。

◎国保税は医療費が多くなればそれだけ高くなる
「国保税」は年々高くなっていきますが、国保があなたに支払っている費用に比べても、また、いざ病気という場合の備えとしても決して高くないはずです。

県の選奨を受けける

白さぎ子ども会 白さぎ子ども育成会

去る二月二十一日、茨城県優良子供会等の選奨式が県民文化センターで行われました。選奨を受けました。



▲白さぎ子供会
今井薫さん、浅井紀子さん

▲白さぎ子供会育成会 渡部信子さん

両会は、子ども達自身も仲よく楽しく実施できるような多くの行事を計画、実施し、奉仕の気持ちと健全な心を育てることを心がけています。

子ども会の積極的な活動と、町民の皆様の子ども会に対するご協力をお願いします。

真の豊かさを求めて

55年度県民集会終わる

去る二月二十五日、谷田部町役場で県南地方県民集会全体集會が行われました。県民集會は、単に行政とみなさんとの対話ではなく、み

なさん方相互の対話をとおして連帯意識のもとに自らの役割を認識し、地域の将来への展望を模索・探究するという住民の主体的な討議の場です。

今回の全体集會は、五十五年度における提言について、討論・実践してきたことを発表し、會議員自らがそれを再認識し、今後地域社集會の中で努力していくことを表明したものです。県南地方県民集會は、土浦



人権擁護委員に

北見孝斉氏



大字布川三〇八〇番地にお住いの北見孝斉氏が、本年三月一日付をもって法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。なお、「人権擁護委員の職務」については、次のとおりです。一、自由人権思想に関する啓

猟友会でキジを放鳥

利根町猟友会（木村定夫会長）では、二月二十四日町内の山林にキジを放鳥しました。この放鳥は、猟友会が毎年行っているもので、今回は二十二羽が放鳥されました。

春から初夏にかけて繁殖するというのですが、卵などは絶対とらないよう大事に見守ってください。



蒙及び宣伝をなすこと。
二、民間における人権擁護運動の助長に努めること。
三、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報収集をなし法務大臣へ報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
四、貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
五、その他人権の擁護に努めること。

※利根町の人権擁護委員には、北見氏の他に大竹智海氏・日本昭氏が委嘱されております。人権擁護委員に相談なさりたい方は、水戸地方法務局竜ヶ崎支局または利根町役場住民課におたずねください。



▲ 2月25日、谷田部町役場で開催された
県民集会全体集会で、所見を述べる竹
内知事。

地区と竜ヶ崎地区の二つに分かれ、利根町は竜ヶ崎地区に属しています。竜ヶ崎地区県民集会では、①交通道德の高揚を図るためには、②家庭教育の強化と地域社会の浄化を図るためには、以上二つの問題について討論、実践がなされてきました。

この集会で討論された結果については、県は十分に尊重し、県政に反映させるとともに、集会に参加していただいたみなさんをはじめ、関係民間団体や県民のみなさんの御協力を得て、豊かで住みよい郷土づくりに役立たせまします。五十五年度の県民集会は、この全体集会をもって終了しましたが、会議員の皆様のご協力に感謝するとともに、増々のご活躍を期待いたします。

消防庁長官の 竿頭授 受章

去る三月四日、東京商工会議所内東商ホールで、利根町消防団(星野道雄団長)が栄誉ある消防庁長官の竿頭授を受章しました。

これは、当町消防団の日頃の消防活動と防災及び消防力の強化が認められ授章されたものです。

今後のご活躍を期待するとともに、町民の皆様のご協力をお願いいたします。



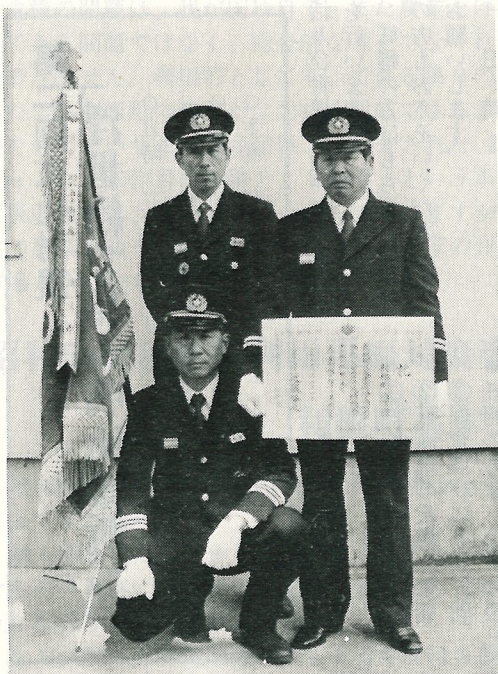
手作りの手提げ等に人気

第7回不用品交換会

去る2月22日(日)、布川公会堂で不用品交換会が開催されました。

いたずらに眠らせているもの、まだ使えるものなど「みんなで物を生かして使う」ことを目的に始めた不用品交換会も、今回で7回目を数えますが、日曜日ということもあって、子供連れの若いご家族も大勢つめかけました。

特設コーナーでは、正午から神内先生の「ひな祭りにちなんで」の懐席料理の教室があり、手作りコーナーでは、新鮮な野菜等が並んで喜ばれました。また、子供達のための読書文庫(つくしんぼ文庫)活動をしているお母様方が、本を買うための資金作りにと手作りされた手提げ等の作品が人気を呼んでいました。



お知らせ

◎毎月五日は

町長との相談日

町では、毎月五日を町長との相談日と定め、皆さまがたのご意見等をお聞きしております。

時間は、午前中は九時から十二時まで。午後は一時から四時までで、都合で役場へ来られない場合は、電話でも受け付けしております。

なお、五日が土曜日とか日曜日あるいは祝祭日の場合の

上水道漏水当番予定表(4月分)

- 漏水等がありましたら、下記にご連絡ください。
- 終了時間はすべて午後10時です。
- 修理等をした場合の修理代は直接工事店にお支払いください。

日	業者名	開始時間	電話番号
1	オリエンタル水道(株)	午後5:00	4080, 3315
2	(有)利根興産	" 5:00	4488
3	(株)葵設備	" 5:00	02977(7)8440
4	(株)越中屋油店	" 0:00	2214, 2411
5	泉隆建設(株)	午前8:30	2610
6	関新開発工業(株)	午後5:00	3521
7	(有)成島設備	" 5:00	0471(89)1211
8	中川鑿泉	" 5:00	3827
9	増川建設(株)	" 5:00	02976(6)2339
10	地協商店	" 5:00	3728
11	花島安商店	" 0:00	2527
12	(株)セキグチ	午前8:30	3890, 2443
13	(株)イトウ	午後5:00	4502
14	(有)寺田設備	" 5:00	02976(6)1155
15	佐藤設備	" 5:00	0476(42)3726
16	(有)館野設備	" 5:00	02977(4)1215
17	(有)大黒設備	" 5:00	0471(44)2962
18	(株)日進工業	" 0:00	0298(51)0796
19	オリエンタル水道(株)	午前8:30	4080, 3315
20	(有)利根興産	午後5:00	4488
21	(株)葵設備	" 5:00	02977(7)8440
22	(株)越中屋油店	" 5:00	2214, 2411
23	泉隆建設(株)	" 5:00	2610
24	関新開発工業(株)	" 5:00	3521
25	(有)成島設備	" 0:00	0471(89)1211
26	中川鑿泉	午前8:30	3827
27	増川建設(株)	午後5:00	02976(6)2339
28	地協商店	" 5:00	3728
29	花島安商店	午前8:30	2527
30	(株)セキグチ	午後5:00	3890, 2443

相談日は、その翌日に延期されます(四月・五月は六日)。皆さまがたの中で建設的なご意見や苦情等をお持ちのかたは、進んでご利用くださるようお願いいたします。

◎「はかり」は

必ず定期検査を

今年、三年に一度の計量器定期検査の年です。計量上の違反を未然に防止する目的で、取引きや証明に使用する「はかり」は、定期的に検査する必要があります。

取引き・証明等に使用する「はかり」をお持ちの方は、

必ず定期検査を受けてください。

○文地区

期日 四月十六日(木)

場所 公民館文分館

○文間・東文間地区

期日 四月十七日(金)

場所 中央公民館

○布川地区

期日 四月二十日(月)

場所 農協布川支所

※時間は、各地区とも午前十時から午後三時まで。

◎母子健康教室

妊産婦の健康と乳幼児を丈夫に育てるための保健教室を開催し、産褥期までの保健生

第二回文化財展

「浮世絵で見る明治維新」

○日時 三月二十八日(土)、二十九日(日)

午前十時から午後三時

○場所 利根町中央公民館

○主催 利根町教育委員会

活及び育児についての講習会を行います。

妊婦の方はもちろん、一般

の方もおさそいくださるよう

お願いします。

一、日時

三月二十六日(木)

午前十時から午後三時

一、場所

特別講座を開催

◎「消費者問題を考える」

○日時 四月十四日(火)

午前十時から十二時まで

○場所 消費生活センター取手分室内研修室(取手市白山一―二―二五)

○テーマ 「最近の消費者問題と消費者運動」

○講師 主婦連事務局長 清水 鳩子

※参加自由、無料

一、内容

①妊娠・分娩の生理

②妊産婦の疾病と栄養

③保育並びに家族計画

※妊婦の方は、母子手帳をご持参ください。



健康教室

小児の近視

近頃、学校の健康診断で視力が悪いと指摘されている子供が増え続けているようです。この視力障害を、眼病を除いて屈折異常といい、このなかには近視、遠視及び乱視があります。

生まれたばかりの子供はほとんど遠視ですが、成長するに従い遠視は急速に減って近視が増える、いわゆる近視化現象が起こり、中学生になると近視は遠視の五倍程になっています。従って小学生のうちには近視対策をしておく必要

があるわけですが。子供にとって眼は重要な情報収集のための窓口であり、視力が悪いと十分なる知識を得ることができません。身体検査で視力を測つてみると割合に視力がよいのに、テレビを見る時に目を細くしたり、横目で見たり、あるいは戸外に出るとまぶしがたたりするのは、近視の症状です。十分注意を払ってください。視力が〇・一以下では、学校だけでなく日常生活にも不自

赤ちゃん紹介

守(まもる)ちゃん 8か月
利根町大字立木1730番地の2
酒井孝志さん 長男
加代子

こんにちは。僕、まもくんです。誰にでもあいそをふりまく、しょうらいのプレイボーイ。僕に会ったら声かけてネ!

由をきたします。眼鏡をかけさせた方がよいと思えます。従来から、小学生の近視を偽近視あるいは仮性近視と称して、いろいろな治療がなされてきましたが、実際には一時的な効果しか得られず、治療による子供の苦痛の方が大きいようです。厚生省が数年前から、仮性近視という病名の使用を認めなくなつたのも、この近視治療に疑問があるからです。従って視力低下をみつければ、まず眼科医で詳しい検査を受け、必要に応じて正しい眼鏡をかけさせることです。視力回復センターなどに通って訓練することなどは、全く意味のないことです。

サークルローナー

クラブ員募集

ママさん卓球クラブ

去る一月二十五日、茨城県卓球連盟主催による家庭婦人部発足記念卓球大会が、勝田市市民総合体育館で開催されました。

出場四十六チーム、A、B、C、Dの四つのランクに分かれて試合が行われ、Aランクはさすがに強豪ぞろいでした。

利根町はCランクで出場。勝敗よりも参加すること、残念ながら結果は惨敗でした。過去に近隣市町村大会があ

とね俳句会

淡雪をとかす日ざしとなつてきし

一片の雲の光の春浅く

春蘭の咲くも間近な色となり

目ざめぬてきく雨垂も春近し

柔らかき日ざしを反し猫柳

一皿の芹ごま和えの人氣かな

おみくじを結ぶ小枝の春浅し

深梅の道に埃の道祖神

ささらぎや摺り足に出る女舞

春塵やピアノの蓋の本のあと

墓地中に水汲場あり寒の梅

早春のコートをた、み夕支度

春浅き門灯点し夫を待つ

芹摘の人も遠く二三入

つても一度も参加したことがなく、この大会が初めてで、これを機会に積極的に参加したいと思います。

卓球をしたくても仲間がない、練習はしているがもつと上達したい。このような方は利根町のママさん卓球クラブ(仮称 卓伸会)にお入りになりませんか。初心者の方もお気軽にどうぞ。
○第一回練習日
四月十日(金)
午前十時から十二時まで

○場所 中央公民館
○連絡先 山本 (☎二二二三)

- 大津 きく女
- 大津 まこと
- 長沼 霞水
- 大津 蒼崖
- 多田 芳子
- 五十嵐 英子
- 石川 陽子
- 山田 登志
- 井原 キン
- 宮原 美鶴子
- 小松 みよ
- 高城 初枝
- 高田 房枝
- 宮崎 八重

商工会だより

労働保険年度更新の手続 適用範囲

建設業・商業・サービス業・農林水産業で、従業員（一〇〇日以上勤務する人を含む）を使用する事業主は、強制適用加入となります。

労働保険の保険関係

業務災害・通勤災害・失業が生じた場合に、労働者は保険者（政府）に対し保険給付を請求する権利をもち、保険加入者（事業主）は保険料を納付する義務を負う。

労働保険料の計算

毎年四月一日から翌年三月三十一日までの賃金総額に、その事業に定められた保険料率を乗じた額が保険料となります。

保険料＝賃金総額×（労災保険料率＋雇用保険料率）

労働保険事務組合（商工会内）

前記の組合と事務委託の手続をされますと保険料の分納ができます。また、不幸にして事故が発生した場合、書類等による請求手続を代行してくれます。

保険料の分納

- ・第一期分 五月十五日まで
- ・第二期分 八月三十一日まで
- ・第二期分 十月三十一日まで
- ・療養給付手続
- ・休養補償給付手続

・新規加入を希望される方、年度更新の手続をされる方はお早めに

・賃金支払総額（四月～三月分）と印鑑を持参の上、商工会事務局へ
「技能士」資格を有する会員の名簿作成

茨城県南技能者組合では、技能士の資格者名簿を作成することにいたしましたので、職種・級別・住所・氏名・取得月日をお知らせください。連絡先は利根町精工組合へ。

●帳簿のつけ方を勉強しよう
毎年確定申告時になりますと、頭が痛いと思われる方が多々あるようですが、その解決法をお教えします。

- ① 毎日三十分機に向かうことをつける
- ② その日の現金の出入を必ず記帳するくせをつける
- ③ 月に一度は商工会へ立寄るくせをつける

・右の3くせを実行できれば、自分で申告書がかんたんに記入できます。

●記帳継続指導申込受付中
毎月現金出納帳はつけているが勘定科目がわからない。今年から青色申告の申請をしたいが、帳簿のつけ方がわからない。

そういう方々を対象に記帳の個別指導申込受付を行っております。ご希望の方は印鑑持参の上商工会へ。
指導料は月三〇〇円（年間三六〇〇円）

●安全有利な火災共済に加入しましょう

税の知識

申告が間違っていた時は



所得税、贈与税の申告も終り、ほっと一息という方にも、申告した内容をもう一度見直してください。所得金額や贈与を受けた価額、税額の計算を間違えたために税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことに気付いたときには、「正しい金額に訂正するために「更正の請求」をすることが出来ます。

掛金が安い、配当金がつく、早い支払いの火災共済が、不慮の火災に再起の力を与え、あなたの財産を守ってくれます。

（利根町商工会事務局）

☆ ☆ ☆

間は申告期限から一年間です。また、納めた税金が少なかったり、還付を受けた税金が多過ぎたりしていたら早めに「修正申告」をして、正しい金額に直してください。早ければ早いほど、延滞税などの負担が少なくて済みます。

くわしくは、竜ヶ崎税務署（☎〇二九七六六一一三〇三）へおたずねください。

係から!!

総務課広報係では、広報紙に対するご意見・ご希望をお待ちしております。美話、善行、珍らしい出来事などがありましたらご連絡ください。また、シリーズで掲載している「赤ちゃん紹介」の赤ちゃんも募集しております。一歳前後で、広報掲載を希望する方はご連絡ください。

